

税理士が行う

公益活動

Social Contributions by Certified Public Tax Accountants

- 地方公共団体監査制度 — 1
- 政治資金監査制度 — 2
- 成年後見制度 — 3
- 行政不服審査制度 — 4
- 社会福祉法人制度 — 5
- その他の公益の活動 — 6

1 地方公共団体監査制度

外部監査制度とは……

平成9年5月に「地方自治法の一部を改正する法律案」が成立し、平成10年10月より地方公共団体に外部監査制度が導入されました。

地方公共団体の監査制度は、従来、監査委員による内部監査が実施されていましたが、この法律改正により、税理士・弁護士・公認会計士による外部監査制度が導入され、監査制度の充実、強化がはかられることとなりました。

税理士による外部監査

住民の視点に立った提言を行います！

- 事務事業の見直し
- 時代に即応した組織・機構の見直し
- 定員管理及び給与の適正化
- 効率的な行政運営と職員の能力開発
- 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上
- 公共施設の設置及び管理運営 など

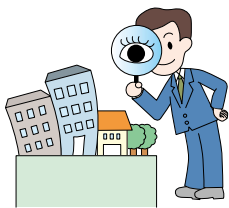
透明性・客観性の高い、効率的な行財政運営の実現へ

監査委員制度とは……

地方自治体が住民の信頼を得ながらその役割を果たしていくためには、財務を始めとする事務処理の適正さを確保することが必要不可欠です。

その行政執行の公正性と能率性を確保するため、地方自治制度の重要な柱として「監査委員制度」が設けられています。

監査委員



監査委員は、知事・市長等の指揮監督に服さず、独立した立場で、地方公共団体の行財政が法令に準拠して適正に行われているか、また、効果的、合理的、能率的に行われているかを監査します。

税理士は、全国の地域に密着して業務を行っているため、多くの団体の監査委員として活躍しています。

また、平成21年6月16日付地方制度調査会の答申は、「監査能力の向上を図るためには、監査委員の専門性を高めるという見地から弁護士、公認会計士又は税理士の資格を有する者や実務に精通している者等の積極的な登用を促進していく必要がある。」と述べています。

識見者

人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理等に関し優れた知識を有する人

議選者

議員のうちから選任された人

監査専門委員

監査制度の充実強化を図るため、監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができることにし、監査専門委員は専門の学識経験を有する者の中から代表監査委員が代表監査委員以外の監査委員の意見を聴くこととし、監査専門委員は監査委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。監査専門委員は非常勤とする。

地方自治法等の一部を改正する法律の概要

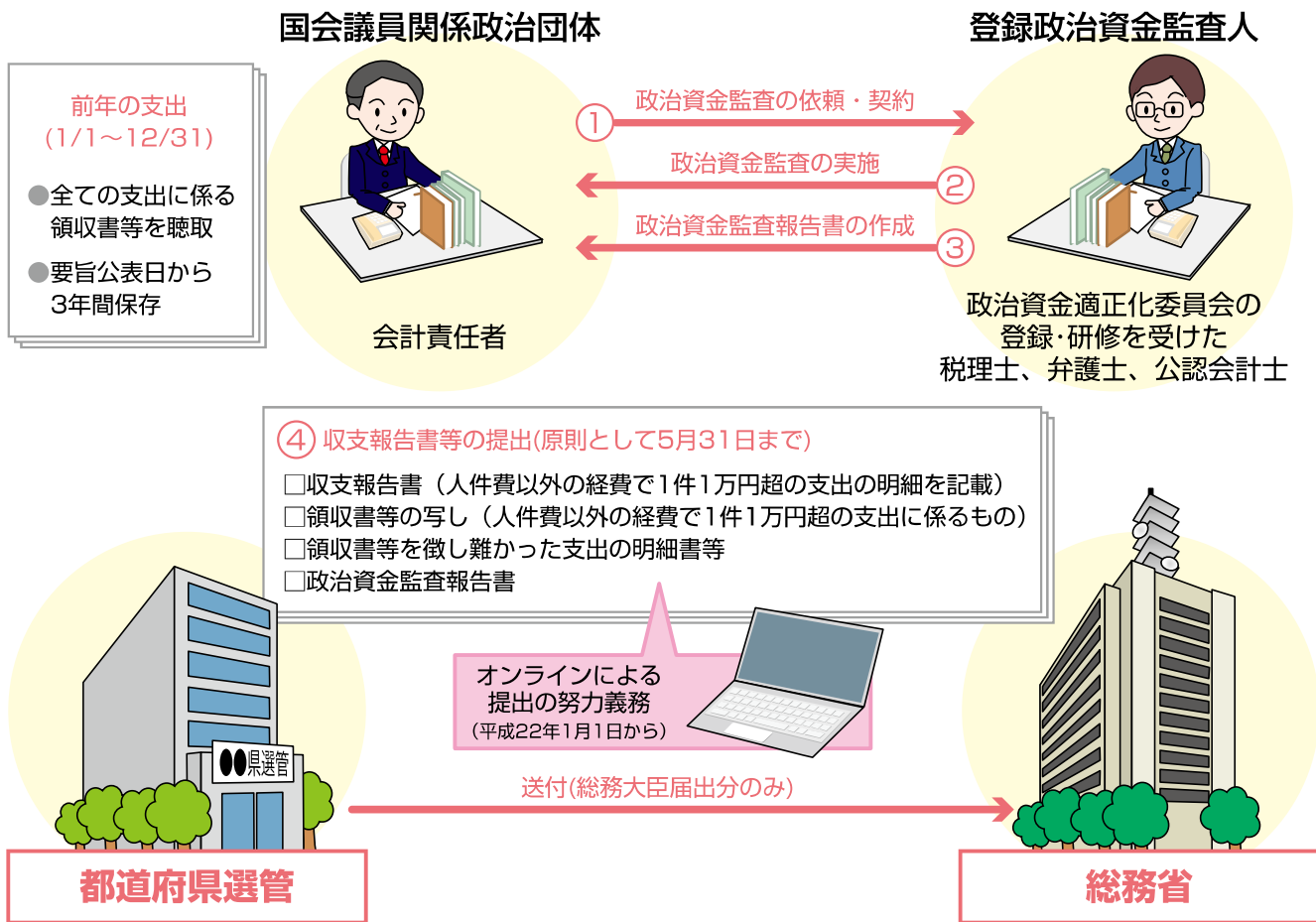
地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等規定の整備が図られました。税理士等の学識経験を有する者の地方公共団体への協力と活躍の機会が広がりました。施行期日 平成32年4月1日（一部は平成30年4月1日）

2 政治資金監査制度

政治資金制度とは……

「政治資金規正法」が平成19年12月に改正され、国会議員関係政治団体については、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を終了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた税理士、弁護士、公認会計士）による政治資金監査を受けることが義務づけられました。

●政治資金監査の流れ



「政治資金規正法」改正の経緯

国会議員関係政治団体に関する事務所費や光熱水費の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まり、このような政治不信を払拭するため、「政治資金規正法」が改正されました。

士業別登録政治資金監査人の登録状況

(平成29年3月10日付登録者分までの総登録者数)

登録者数合計
4,799人

税理士
3,641人

弁護士
295人

公認会計士
863人

◎平成27年における国会議員関係政治団体（収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）は3,076団体（総務大臣届出分809団体、都道府県選挙管理委員会届出分2,267団体）であり、登録政治資金監査人の登録者数はこれを上回っている状況にある。

出典 平成29年3月政治資金適正化委員会

3 成年後見制度

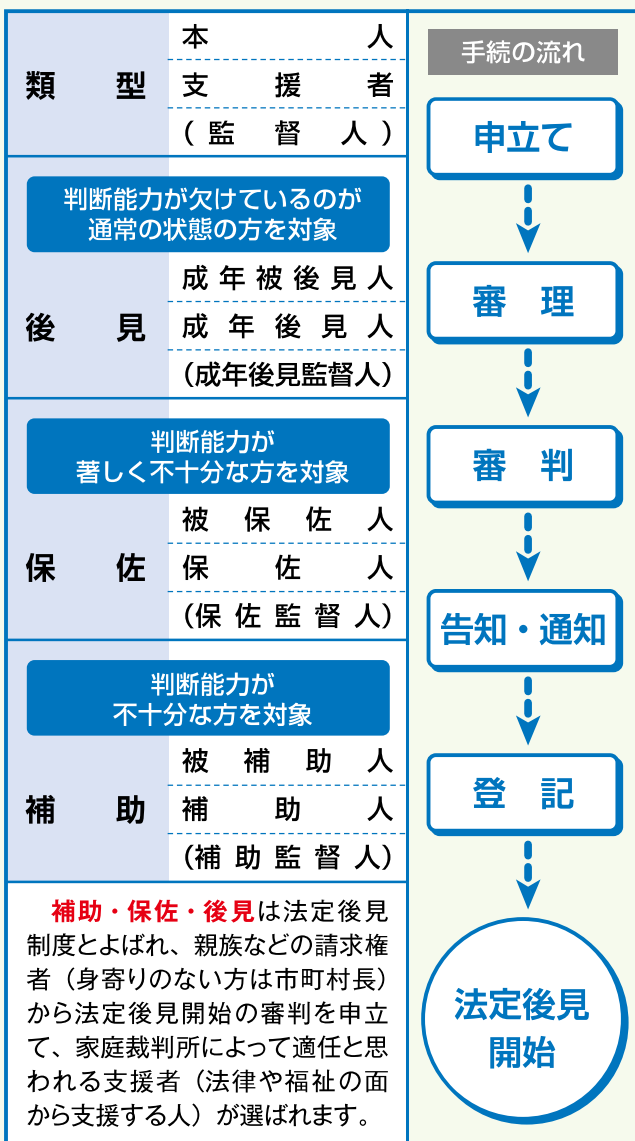
成年後見制度とは……

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方々の日常生活を支援するため、財産管理等を行う制度で、法定後見制度と任意後見制度の二つの種類があります。

平成28年5月には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、国及び地方公共団体並びに福祉・法律関係団体等による相互の連携の下、成年後見制度の利用促進に関する施策を推進し、認知症高齢者や障害者を社会全体で支え合うことが求められています。

成年後見制度のしくみ

◎法定後見制度



◎任意後見制度



●税理士との関わり

認知症高齢者等の増加により、成年後見制度の利用の必要性が高まる一方で、成年後見人等の担い手の育成が課題となっています。

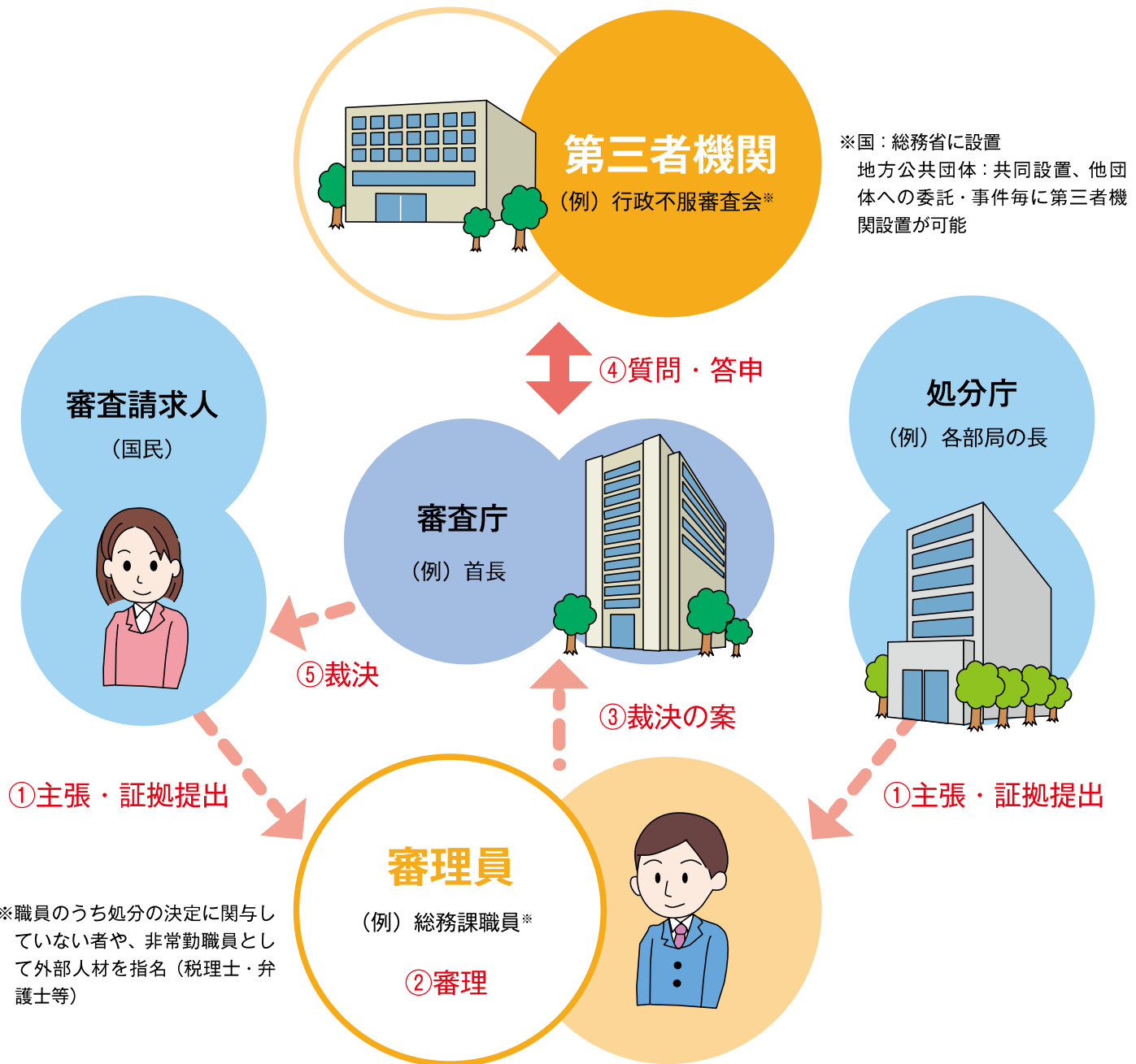
税理士は、成年後見制度、ことに財産管理において、その職能を発揮するとともに、全国各地で活動する会員が、この制度の担い手として活躍することが期待されています。

4 行政不服審査制度

行政不服審査法における審理員制度・第三者機関委員制度とは……

行政不服審査制度は、行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続きをいい、簡易迅速な手続きにより、国民の権利利益の救済を図ることを目的とした制度です。

公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、時代に即した見直しを実施し、平成26年に全面的に改正され、平成28年4月に施行されました。この改正で、審理員による審理手続や第三者機関への諮問手続が導入されています。



※職員のうち処分の決定に関与していない者や、非常勤職員として外部人材を指名（税理士・弁護士等）

●税理士との関わり

国においては国税通則法に関する不服申立て、地方公共団体においては地方税法に関する不服申立てが多く、税理士は、税務の専門家という立場から、審理員や第三者機関委員に選任されています。税理士の職能を活かした第三者的視点をもった行政の適正な運営への関与が期待されています。

5 社会福祉法人制度

社会福祉法人とは……

社会福祉事業を行うことを主たる目的として社会福祉法に基づいて設立される法人です。

- ①社会福祉事業を行うことを目的とする（公益性）
- ②法人設立時の寄附者の持分は認められず、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者又は国庫に帰属（非営利性）
- ③所轄官庁の許可により設立される

社会福祉法人が行う事業

●社会福祉事業（社会福祉法第2条）

①第1種社会福祉事業

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要が高い事業（主として老人ホーム等の入所施設サービス）です。その経営主体は、原則として国、地方公共団体、社会福祉法人に限られています。

②第2種社会福祉事業

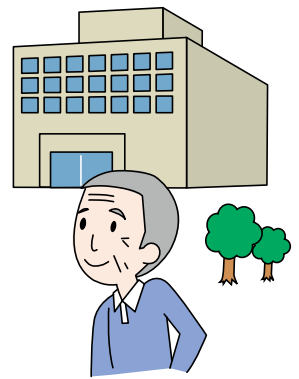
比較的用户への影響が少ないため、公的規制が低い事業（主として老人居宅介護等の在宅サービス）です。経営主体に制限はなく、届出をすることにより事業経営が可能です。

●公益事業（社会福祉法第26条）

社会福祉と関係のある公益を目的とする有料老人ホーム等の事業で、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。

●収益事業（社会福祉法第26条）

その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てることを目的とする貸ビル経営等の事業で、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。



●税理士との関わり

平成29年4月1日（一部平成28年4月1日）より施行された社会福祉法人の制度改革により、公益性・非営利性を確保する観点から①経営組織のガバナンスの強化②事業運営の透明性③財務規律の強化④地域における公益的な取組を実施する責務⑤行政の関与の在り方についてを見直し、国民に説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底することになりました。この制度改革により税理士、税理士法人は、専門家として、社会福祉法人に関わることが今まで以上に求められています。

(1) 監事として

監事は「財務管理に見識を有する者」がいることが必須とされています。税理士は監事として、計算書類、事業報告、附属明細書を監査します。理事や法人の職員に対して事業の説明を求め、業務や財産の状況の調査をすることができます。

(2) 社会福祉充実残額の策定過程の確認

社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継承に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（「社会福祉充実残額」という）を算定しなければならないこととなりました。その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、その残額を計画的かつ有効に再投下していく必要があります。

この際、税理士、公認会計士等に意見聴取して、社会福祉充実残額の算定過程を中心に確認を行い、確認書を作成するものとされています。

(3) 専門家の支援を受けることによる指導監査周期の延長

税理士等「専門家」により、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人が、専門家の支援を踏まえて作成する書類が提出された場合は、指導監査の周期が通常の3年に1回から4年に1回の周期に延長されます。

(4) 会計税務顧問と兼務する業務

所轄庁に提出する計算書類等や現況報告書の電子システムへの入力について、代理申請や新制度の運営アドバイスをを行います。

6 その他の公益活動

NPO法人

阪神・淡路大震災を契機に、市民によるボランティア活動に対する関心が高まり、平成10年3月に、市民が自由に社会貢献活動を行えるよう「特定非営利活動促進法(略してNPO法)」が成立しました。この「NPO法」に基づき設立される法人がNPO法人です。

税理士は、NPO法人が安定的に継続した活動が行えるよう、税務や会計の面からアドバイスしています。また、認定NPO法人になれるようバックアップしていきます。



ADR (裁判外紛争解決手続)

法テラス (日本司法支援センター)



ADRとは、訴訟手続によらずに、公正な第三者が間に入り、紛争解決を図る手続をいい、民事・家事調停もこのひとつになります。

「法テラス」は、全国どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報を受け取ることができるように、総合法律支援法に基づき運営されています。



税理士は税務の専門的な知識を生かしてこれらの制度に協力しています。

公益法人

公益法人の設立が、許可制度から登記のみで設立できる制度(一般社団・財団法人)に変わりました。また、そのうち公益目的事業を主たる目的とする法人については、公益法人に認定する制度が設けられています。

この公益認定に関しては、一定規模以上の法人の監事を税理士等が務めることにより、法人の情報開示が適切に行われるものとして取り扱うなど、専門家の活用が図られています。

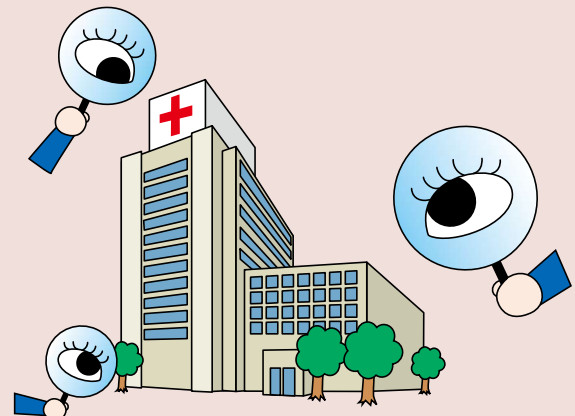


税理士

地方独立行政法人の監事

地方独立行政法人とは、地方公共団体が設立する法人で、住民の生活や地域社会、地域経済の安定の為に運営される法人です。

この地方独立行政法人には、法人の業務を監査するため、必ず監事を置かなければなりません。税理士は、この監事になる有資格者です。



税理士には**使命**があります。

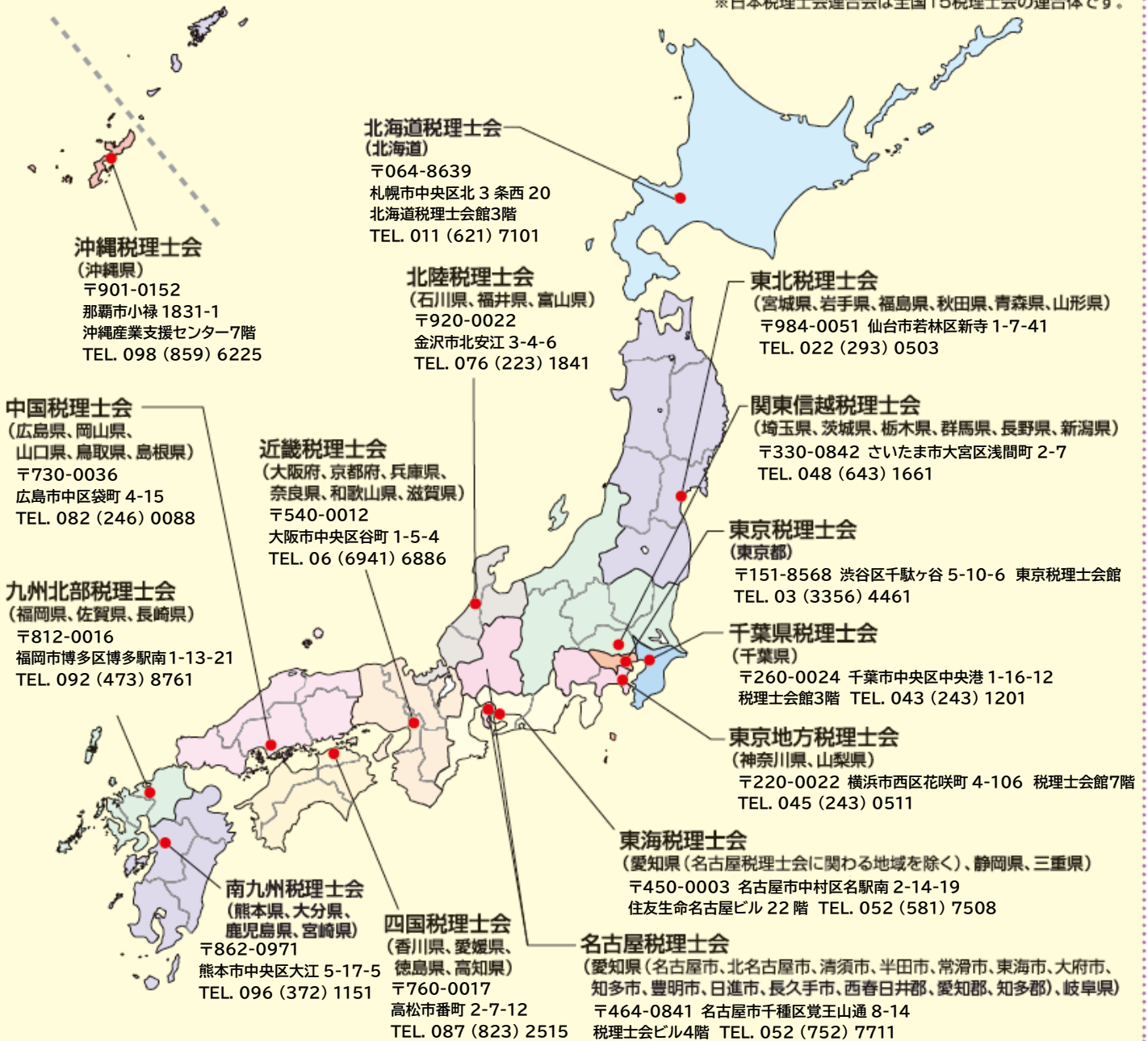
税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを“**使命**”とする（税理士法第1条）職業です。

この使命に基づいて、税務代理や税務書類の作成、税務相談を行っています。また、会計業務や事業経営へのアドバイスなども行っています。

この日常の業務で培ったものをもっと社会に役立てていきたい、これが私たち税理士の“**願い**”です。

お問い合わせはお近くの税理士会へ

※日本税理士会連合会は全国15税理士会の連合体です。



税理士は、税理士証票を持ち、
税理士バッジをつけています。

発行 日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
TEL. 03 (5435) 0931 <https://www.nichizeiren.or.jp/>